

# 序章

## 1 都市計画マスタープランとは

都市計画法に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、市町村が創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、都市計画の総合的、長期的な将来像を明らかにするとともに、その実現に向けた基本方針を定めるものである。

### 1-1 都市計画マスタープラン改定の背景

本市においては、今後、人口減少が加速することが予測されており、これら社会情勢の変化に対応し、コンパクトなまちづくりを基本とした計画の改定が必要である。

また、国の地方創生の流れを受け、「かほく市創生総合戦略推進計画・かほく市人口ビジョン」（平成27年10月）、「第2次かほく市総合計画」（平成28年3月）を策定しており、これら上位計画に基づく都市施策、定住促進施策等を推進する新たな都市計画マスタープランの策定が求められる。

### 1-2 都市計画マスタープランの対象範囲

都市計画マスタープランの対象範囲は、かほく市全域とする。

### 1-3 都市計画マスタープランの目標年次

都市計画マスタープランに示す方針の目標年次は、おおむね20年後（平成48年度）とする。

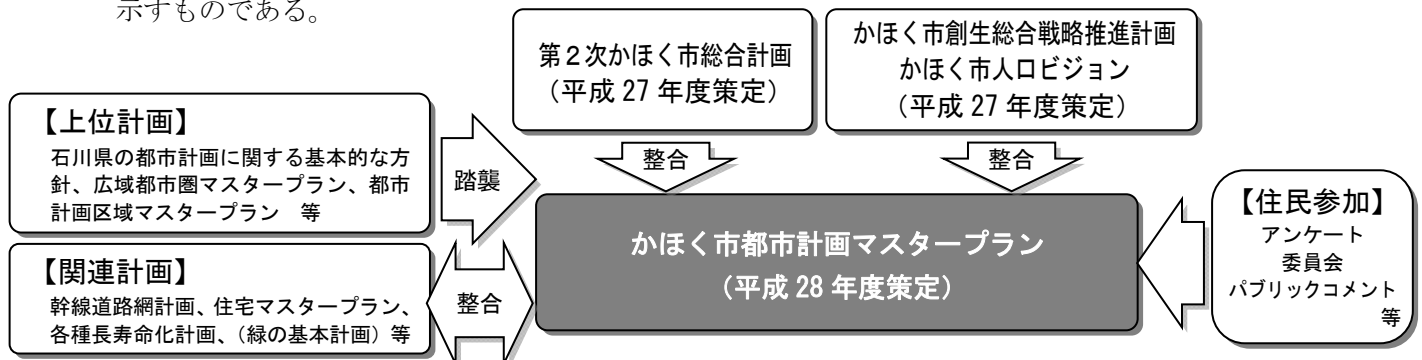
※ただし、社会・経済状況等の必要に応じて、適宜見直しを図る。



### 1-4 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランは、県が策定した計画の考え方を踏襲するとともに、平成27年度に策定した「第2次かほく市総合計画」、「かほく市創生総合戦略推進計画・かほく市人口ビジョン」との整合を図りながら策定する。

本計画は、今後、個別計画を検討する際の上位計画として、具体的な都市計画の展開への方針を示すものである。

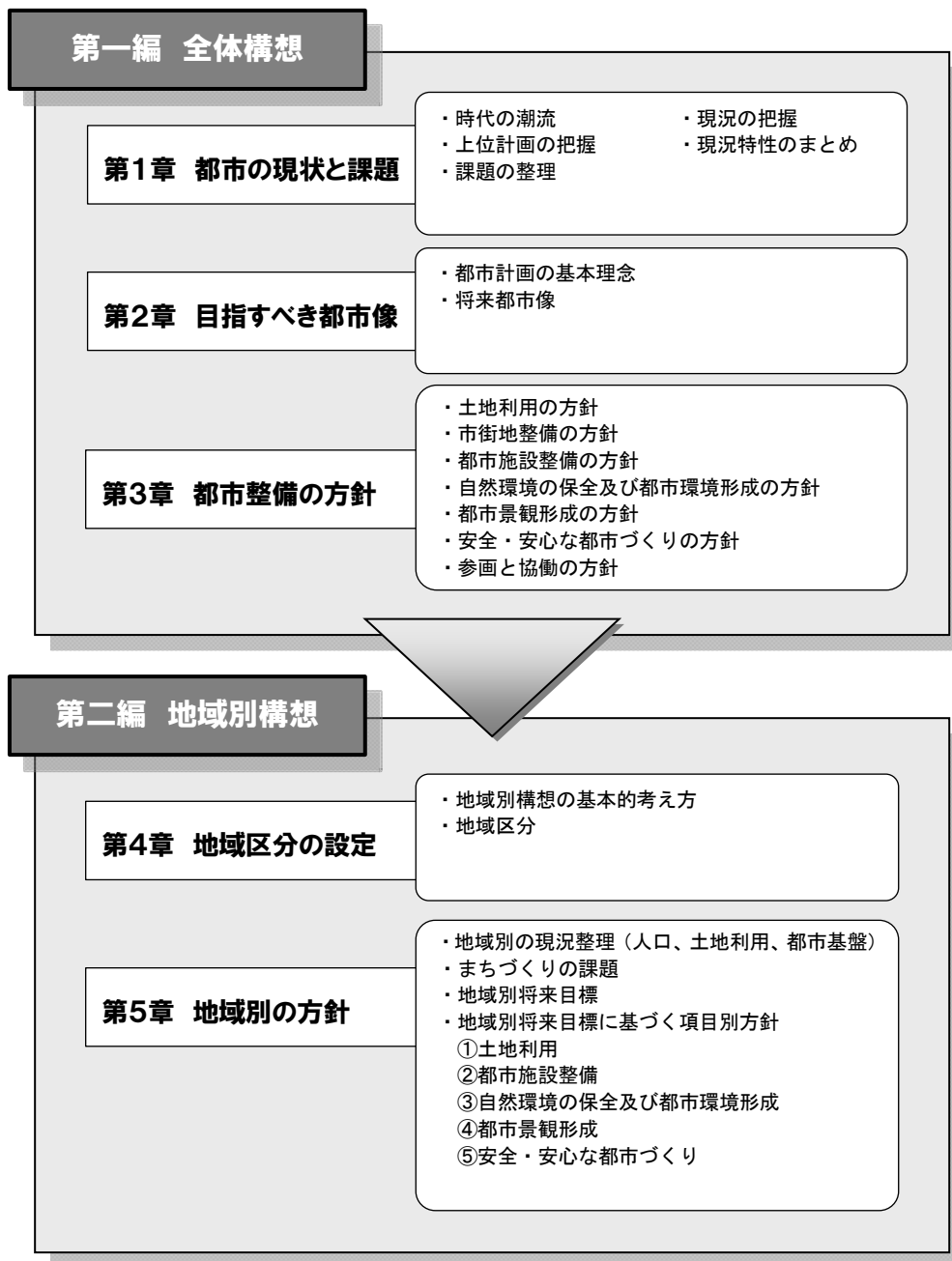


## 2 都市計画マスタープランの構成

### 2-1 計画の構成

本計画は、おおむね以下に示す構成により、策定する。

#### かほく市都市計画マスタープランの構成

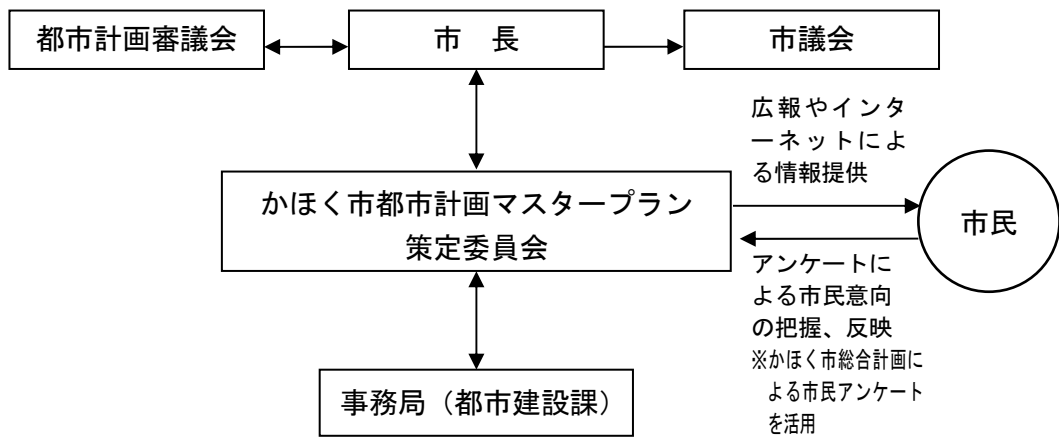


### 3 都市計画マスタープランの策定体制

かほく市都市計画マスタープランの策定にあたっては、学識経験者等の専門家からなる「かほく市都市計画マスタープラン策定委員会」を組織し、検討を進める。

また、本計画の策定にあたり、市民からの意見を聴取し、反映する。

#### 3-1 都市計画マスタープランの検討体制



#### 3-2 策定委員会の位置付け

策定委員会は、学識経験者や地域の代表者、行政担当者、その他有識者等で組織し、都市計画マスタープランの内容について審議・了承する。